

市議第3号

坂澤博光議長の不信任決議について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和4年9月30日提出

提出者	各務原市議会議員	波多野こうめ
賛成者	〃	永治明子
賛成者	〃	杉山元則
賛成者	〃	古川明美

提案理由

去る9月15日、本会議場において、議長坂澤博光氏は議員の発言を威圧的に制止した。議会において、議長は、議員の発言権を公平に保障しなければならない。議長が永治明子議員にしたことは立場を利用したパワハラ発言である。（日本共産党市議団は、）坂澤議長に対し、本会議場における謝罪を求めたが、拒否をした。言論の府である議会の長として、こうした態度は容認できず、本市議会は、議長坂澤博光氏を信任しないことを決議する。

各務原市議会議長

坂澤博光様

坂澤博光議長の不信任決議

去る9月15日、本会議場において坂澤博光議長は、永治明子議員の一般質問の最中に「指示に従ってください」と声高に威圧的に発言を制止しました。そのことによって永治議員は最後まで発言を続けることができませんでした。

議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない、とされています。また議長の権限として議場の秩序保持権があります。すなわち、議場を混乱させることなく議事を円滑に運営するように配慮することは、議長の職責となっています。にもかかわらず、議長自ら、声高かつ威圧的な発言をして、秩序を乱す行為を行ったことは重大です。

議会は言論の府であり、議員は執行機関を監視し、市民の立場で自由に発言でき、その自由は保障されています。議長の行き過ぎた制止の発言で、永治議員が最後まで発言できなかったことは重大で、議長のパワハラ発言と言わざるを得ません。

日本共産党市議団は、坂澤議長に対して本会議の冒頭での謝罪を要求しましたが、それを拒否されました。議会の長として、こうした態度は容認できず、本市議会は、議長坂澤博光氏を信任しないことを決議します。

令和4年9月30日

岐阜県各務原市議会